

成田市給水装置工事施行基準

令和2年7月 改定版

千葉県 成田市 水道部

目 次

目 次	1
第1章 総 則	1
1.1 目的	2
1.2 関係法令等	2
1.3 用語の定義	2
1.4 給水装置の種類	3
1.5 給水装置工事の種類	3
1.6 指定給水装置工事事業者	4
1.7 給水装置工事主任技術者の職務と役割（法第25条の4第3項）	5
1.8 給水装置工事に従事する者の責務（法第25条の4第4項）	5
第2章 設 計	7
2.1 設計	8
2.2 調査	8
2.3 給水方式	9
2.4 計画使用水量	14
2.5 給水管口径の決定	30
2.6 給水管の分岐	35
2.7 給水管の埋設深さ	36
2.8 止水栓の設置	36
2.9 量水器の設置	38
2.10 使用材料	44
2.11 配管	61
2.12 防護措置	63
2.13 危険防止の措置	63
2.14 直結増圧式の設備	64
2.15 受水槽式の設備	66
2.16 プール等への給水	72
2.17 水道直結式スプリンクラー設備	72
第3章 施 工	73
3.1 施工一般	74
3.2 土工事	75
3.3 分岐工事	76

3.4 配管工事.....	94
3.5 給水管の接合方法	97
3.6 量水器等の取り付け	102
3.7 止水栓等の取り付け	105
3.8 防護措置等	106
3.9 給水管の明示	112
3.10 記録写真及び工事完了届	114
第4章 手続き	115
4.1 一般事項.....	116
4.2 給水装置工事に係る事前協議	116
4.3 給水装置工事の承認申請	117
4.4 給水装置工事の変更承認申請	120
4.5 給水装置工事の中止.....	120
4.6 分岐工事の届出.....	120
4.7 工事検査の申込み	120
4.8 事務処理の流れ.....	120
第5章 図面作成	122
5.1 設計図	123
5.2 設計変更図	127
5.3 完成図	127
第6章 工事検査	130
6.1 趣 旨	131
6.2 施工の確認	131
6.3 工事記録写真	132
6.4 記録の保存	133
6.5 工事検査.....	133
6.6 検査員及び班編成	133
6.7 工事検査の立会い	133
6.8 検査実施日程の決定.....	133
6.9 検査事項及び方法	133
6.10 工事の改善等	135
6.11 検査の報告	135
第7章 維持管理	136
7.1 維持管理.....	137

7.2	改造工事.....	141
7.3	修繕工事.....	141
第8章	工事関連条例及び要綱等.....	143
8.1	成田市水道事業の設置等に関する条例.....	144
8.2	成田市簡易水道事業の設置等に関する条例.....	148
8.3	成田市水道事業給水条例	149
8.4	成田市簡易水道事業給水条例	161
8.5	成田市水道事業給水条例施行規程	167
8.6	成田市指定給水装置工事事業者規程.....	193
8.7	給水装置工事検査要綱	202
8.8	既設装置の給水装置認定取扱要綱	207
8.9	指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱.....	212
8.10	指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱	219
8.11	特定施設水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱基準.....	225
8.12	直結給水の範囲拡大に関する実施要領	229
8.13	成田市水道利用計画協議に関する手引き	212
8.14	受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準.....	219